

# せいねんこうけんせい ど あんない 成年後見制度のご案内

にんちしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう どう ものごと ほんだん のうりよく じゅうぶん  
 認知症・知的障がい・精神障がい・発達障がい等によって、物事を判断する能力が十分  
 でない方の権利や財産を守り、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのお手伝い  
 をする制度です。

とわだしやくしよこうれいかいご か かいせつ せいねんこうけん そうだん う つ  
 ※十和田市役所高齢介護課に開設されている「成年後見センター」で相談を受け付けています。



きんせんかん り にゅういん にゅうしやう けいやく ふあん  
 金銭管理や入院・入所等の契約が不安



あくとしやうほう ひがい ふあん  
 悪徳商法の被害にあわないか不安



しょう こ しょうらい しんぱい  
 障がいのある子の将来が心配

## ✓ せいねんこうけんせい ど 成年後見制度とは？

にんちしょう ちてきしょう どう りゆう ほんだんのうりよく ふじゅうぶん かた こうけんになんどう せんにん ほんにん ほご しえん  
 認知症や知的障がい等の理由で、判断能力が不十分な方に後見人等が選任され、本人を保護し支援  
 する制度です。成年後見制度は次の二つに分けられます。

### ほうていこうけんせい ど 法定後見制度

ほんにん ほんだんのうりよく ふじゅうぶん あと かていさいばんしよ ほんだんのうりよく ていど おう こうけん ほさ ほじよ  
 本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」  
 に分けて成年後見人等を選任し、選任された後見人等が本人の財産管理や生活の支援を行います。

### にんいこうけんせい ど 任意後見制度

ほんにん ほんだんのうりよく あいだ しえん ひと しえん ぐたいてきないよう き  
 本人が判断能力がある間に、支援してもらう人と支援してもらう具体的内容をあらかじめ決めて  
 おく制度です。公証人役場で任意後見契約を結びます。  
 (公証人役場は、青森市・弘前市・八戸市に設置されています。)

## ✓ こうけんになん 後見人はだれがなるの？

か ていさいばんしよ ほんにん さいぜん かんが せんにん  
 家庭裁判所がご本人にとってだれが最善かを考えて選任します。  
 こうけんになん えら ほんにん おや きやうだい しんぞく かた べんごし しほうしよし しゃかいふくし し  
 後見人に選ばれるのは、ご本人の親、兄弟などの親族の方や、弁護士、司法書士、社会福祉士  
 などの専門職、社会福祉協議会などの法人や市民後見人などです。



# 法定後見制度の手続きの流れ



- ※申し立てから審判が確定するまでの期間は、多くの場合は4か月以内です。
- ※申し立ては、ご本人が住んでいる地域を管轄する家庭裁判所に対して行います。
- ※申し立ての用紙は家庭裁判所でもらえます。詳しくは家庭裁判所へお尋ねください。

下記の身近な相談機関でもお話を伺っていますので、お気軽にお問い合わせください。

## 地域包括支援センター ～ 高齢者のあんしん相談所 ～

(介護や福祉、医療など様々な面から地域で暮らす高齢者の皆さんを支えるための拠点です。)

- 十和田市東地域包括支援センター** ☎ 0176-27-1513
- 十和田市北地域包括支援センター** ☎ 0176-51-6056
- 十和田市西南地域包括支援センター** ☎ 0176-51-4250

## 地域活動支援センター

(地域で生活する障がいをお持ちの方とその家族、関係者の方からの地域生活や社会復帰、自立、社会参加についての相談等を受け付け支援を行っています。)

- 地域活動支援センター アSENDハウス** ☎ 0176-21-1173

## 社会福祉協議会

(日常生活の悩みや心配ごととの相談について相談員が対応します。)

- 十和田市社会福祉協議会** ☎ 0176-23-2992

## 成年後見センター

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1 十和田市高齢介護課内  
☎ 0176-51-6728 FAX 0176-22-7699  
受付時間：午前9:00～午後5:00 (土・日・祝祭日を除く)

※ご相談の際は、事前に相談日時のご予約をお願いします。